

別紙第2

勸 告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）、一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年京都府条例第45号）及び職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年京都府条例第47号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

第1 改定の内容

1 職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給 料 表

現行の給料表（医療職給料表(1)を除く。）を別表第1のとおり改定すること。

(2) 諸 手 当

ア 地域手当

支給地域及び支給割合を別紙第1第3表のとおり改定すること。

イ 住居手当

自ら居住するための住宅を所有する職員に対する手当の月額を3,600円とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 平成21年12月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.5月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.7月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分とすること。

b 特定管理職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.7月分とすること。

c 指定職給料表の適用を受ける職員

12月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分とすること。

(イ) 平成22年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.7月分とすること。再任用職員については、同月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.65月分及び0.85月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.35月分とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分及び1.3月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.55月分及び0.75月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.45月分とすること。

c 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.65月分及び0.85月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8月分とすること。

2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表（第2号任期付研究員給料表を除く。）を別表第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 平成21年12月期以降の支給割合

12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

イ 平成22年6月期以降の支給割合

6月に支給される期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

3 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年京都府条例第47号）の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給

料として支給すること。

- (1) (2)に掲げる職員以外の職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその号給が次の表の号給欄に掲げる号給であるもの、医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は第2号任期付研究員（以下「減額改定対象外職員」という。）を除く。） 100分の99.76
- (2) 指定職給料表の適用を受ける職員 100分の99.68

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から24号給まで
	3 級	1号給から8号給まで
公安職給料表	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から44号給まで
	3 級	1号給から32号給まで
	4 級	1号給から16号給まで
教育職給料表(2)	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
	特2級	1号給から4号給まで
教育職給料表(3)	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から44号給まで
	特2級	1号給から4号給まで
医療職給料表(2)	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
	3 級	1号給から16号給まで
	4 級	1号給から4号給まで
医療職給料表(3)	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から40号給まで
	3 級	1号給から16号給まで
	4 級	1号給から4号給まで
研究職給料表	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
第1号任期付研究員給料表	—	1号給
特定任期付職員給料表	—	1号給

第2 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、第1の1の(2)のア及びウの(イ)並びに2の(2)のイについては、平成22年4月1日から実施すること。

2 平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置

(1) 平成21年12月に支給する期末手当の額は、当該期末手当の第1の1の(2)のウの(ア)又は2の(2)のアによる改定後の額（以下「基準額」という。）から、ア及びイに掲げる額の合計額（同年6月1日において減額改定対象外職員であった者にとっては、アに掲げる額）に相当する額を減じた額とすること。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該期末手当は、支給しないこととすること。

ア 平成21年4月1日（同月2日以後に新たに職員となった者にとっては新たに職員となった日、同月1日において減額改定対象外職員であった者で同月2日以後に減額改定対象外職員以外の職員となったものにおいては当該職員となった日（これらの日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日））において職員が受けるべき給料、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額に限る。）、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び管理職手当の月額合計額に100分の0.06を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象外職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にとっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

イ 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.22を乗じて得た額

(2) 平成21年4月1日から同年12月1日までの間において本府の企業職員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、(1)の額の算定に関し所要の措置を講じること。